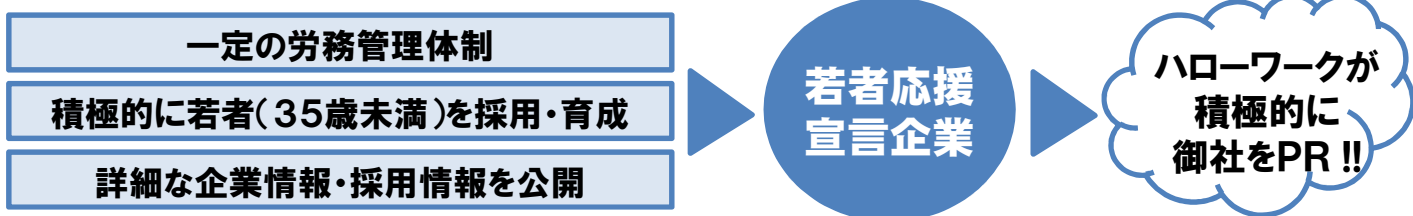


「若者応援宣言企業」になりませんか？

「若者応援宣言企業」とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)を対象とした求人を提出または募集を行っており、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」※1等に企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。※2

※1 ポータルサイトのURL：<http://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>

※2 ただし、「若者応援宣言企業」を宣言できる期間は原則、宣言した日が属する年度の末日までです。継続して「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、改めて求人等を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援宣言企業」になることができるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人※3など、若者対象の正社員※4の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	下記の雇用情報項目について公表していること 【新卒者や35歳未満の若者の採用者数・離職者数、研修内容、前年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)】
4	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
5	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
6	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
7	重大な労働関係法令違反を行っていないこと 等

※3 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

※4 ここでいう正社員とは、直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者(役員を除く)に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。



「若者応援宣言企業」になるまでの流れ

① 求人提出又は募集

ハローワーク等の職業紹介機関に学卒求人・一般求人を提出、または自社で学卒者や若者を募集

※直接雇用で、期間の定めがない、いわゆる正社員の求人・募集であることが必要です。
さらに、必要な経験が「不問」であることも必要です。

② 「宣言基準」の確認

- 若者の採用や人材育成に積極的に取り組んでいること
- 雇用情報項目を公表していること
- 重大な労働関係法令違反を行っていないこと **ほか**

※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

③ 若者応援宣言

「若者応援宣言企業」として厚生労働省のポータルサイトなどで企業情報を公開

- 宣言された日から原則、その日が属する年度の末日まで「若者応援宣言企業」の名称を使用できます。

企業情報(PRシート)掲載例

このような情報が若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイトなどに掲載されます。

若者応援宣言企業PRシート



事業所名	(フリガナ) ニホンワカモノケンキュウジョ (株)日本若者研究所		写真1	写真2	写真3		
所在地	111-1111 千代田区九段南1-1-1						
事業内容	ネットワーク技術やセンサ技術など当社の特長ある技術アセットと幅広いS1ノウハウ・顧客アセットを融合し、国内外の金融機関などに向けて、安全、安心で効率的な社会ソリューションを提供します。						
従業員数	10	事業所番号	2522-3456789				
正社員の募集、定着状況	新卒者等 ※1			新卒者等以外 (35歳未満)			
		前年度	2年度前	3年度前	前年度	2年度前	3年度前
	募集状況 ※2	○	○	○	○	○	○
	採用者数	(男性)	10	10	10	10	10
		(女性)	10	10	10	10	10
定着者数	(合計)	20	20	20	20	20	
平均継続勤務年数	20.5 年	前年度の有給休暇の平均取得日数	7 日/年				
前年度の育児休業の取得状況 ※3	(男性)	10 人 / 10 人	前年度の月平均所定外労働時間 (月平均)	20 時間			
	(女性)	20 人 / 20 人					
役員・管理職の女性割合	(役員)	20 %	(管理職)	20 %			
研修制度	新人研修	インターンシップ受入		(可)・否)	・実施できる内容: 介護補助業務作業		
		・受入可能時期: 1月	・受入人数: 20				
自己啓発支援制度	技能免許取得費用負担	職場見学・職場体験の受入		(可)・否)	・実施できる内容: 職場見学		
		・受入可能時期: 12月	・受入人数: 10				
キャリア・コンサルティング制度	キャリア・コンサルティング		出張講話の可否	(可)・否)	求人番号	1111-11111111 1111-11111111	
メンター制度	(有)・無)	社内検定制度	非正規の職場情報 ※4	育児休業取得率50% 所定外労働時間実績5時間			
企業HP	http://www.mhlw.go.jp/		備考	ユースメール認定を目指して、有給休暇所得日数アップのための「月1休暇」運動を推進中。			
企業採用ページ	http://www.mhlw.go.jp/						

○事業所PRシートをご覧になった方へ!
この事業所PRシートは、35歳未満の方を対象とした内容(「若者応援宣言企業」となっております。予めご了承下さい。
○事業所番号、求人番号はハローワークで求人を受理した場合に記載されます。なお、既に充足している場合、求人番号が空欄になるかリンク先においてその旨表示されます。

※1 新規学校卒業生及び既卒3年以内の者で新規学校卒業生と同等の処遇を行う正社員に就職をした者。
※2 正社員の募集を行った年度に○を付している。
※3 直近の3事業年度の取得実績について記載。【男性】育児休業等の取得者数/配偶者が出産した男性労働者の数【女性】期間内の取得者数/出産した労働者数(対象者なしの場合は「-」)。
※4 非正規労働者の採用状況、有給休暇取得状況、所定外労働時間実績等についての自由記述欄。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(H27.11)